会員各位

一般社団法人日本精神科看護協会

会　長　　吉　川　隆　博

役員選挙の告示

一般社団法人日本精神科看護協会は、定款ならびに役員選出規程に基づき、役員を選出する選挙の実施につきまして、下記の要領にて行うことを告示します。

　立候補される会員の方は、当協会ホームページから所定の様式をダウンロードして、当協会事務局まで郵送にて届け出てください。

記

1. 役 員 選 出 人 数：理事：15名以上20名以内

　　　　　　　　　 監事：1名以上3名以内

1. 役　員 の 任　期： 2023年社員総会から2025年社員総会
2. 立候補の受付期間： 2023年1月22日から2月28日

以上

様式1（立候補届）

一般社団法人日本精神科看護協会会長殿

**立　候　補　届**

　私は一般社団法人日本精神科看護協会（理事・監事）に候補者として立候補いたしますのでお届け致します。

2023年　　月　　日

　氏　　　　　名：

　会　員　番　号：

　住　　　　　所：

　勤　　務　　先：

　所　属　支　部：

　勤務先での職責：

〈職歴や協会における経歴、立候補にあたっての豊富などをお書きください

（600文字以内）〉

〈候補者を推薦する人や団体がある場合には以下を任意にお書きください〉

　・推薦する方の氏名もしくは名称

　・推薦する方の職責、協会における経歴等

　・推薦理由（150文字以内）

様式2（公益法人の役員の欠格条項に該当しないことを表明する書面）

一般社団法人日本精神科看護協会会長殿

**表　　明　　書**

　私は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条のいずれにも該当しないことを表明します。

2023年　　月　　日

氏　　　　　名：

　住　　　　　所：

第六十五条　次に掲げる者は、役員となることができない。

一　法人

二　削除

三　この法律若しくは会社法の規定に違反し、又は民事再生法第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪、会社更生法第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪若しくは破産法第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四　前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

２　監事は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

３　理事会設置一般社団法人においては、理事は、三人以上でなければならない。

第六十五条の二　成年被後見人が役員に就任するには、その成年後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。

２　被保佐人が役員に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。

３　第一項の規定は、保佐人が民法第876条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第一項中「成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。

４　成年被後見人又は被保佐人がした役員の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。